

公立大学法人神戸市看護大学図書管理細則の一部を改正する細則をここに公布する。

2024年12月24日

公立大学法人神戸市看護大学理事長 北 徹

公立大学法人神戸市看護大学細則第11号

公立大学法人神戸市看護大学図書管理細則の一部を改正する細則

公立大学法人神戸市看護大学図書管理細則（2019年4月1日細則第37号）の一部を次のように改正する。

(改正前)	(改正後)
<p>第1条 (略) (管理責任者)</p> <p>第2条 図書の管理責任者(以下「図書管理責任者」という。)は、<u>図書情報センター長</u>とする。</p> <p>第3条～第12条 (略)。 (施行細目の委任)</p> <p>第13条 この細則に定めるもののほか、図書の管理に関し必要な事項は、<u>図書情報センター長</u>が定める。</p> <p>附 則 この細則は、2019年4月1日から施行する。</p> <p>_____</p> <p>_____</p>	<p><u>図書館長</u></p> <p><u>図書館長</u></p> <p><u>附 則</u> <u>この細則は、2025年4月1日から施行する。</u></p>